

## 議第91号

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号を次のように改める。

(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 2,820円

第5条第3項第2号中「2,000円」を「2,090円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校

又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者 2,610円

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(無料開放)

第8条 指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、

日又は時間を限り、駐車場を無料で開放することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この条例の公布の日

(2) 第8条を第9条とし、第7条の次に1条を加える改正規定 平成31年  
4月1日

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い利用料金の適正化を図るとともに、指定管理者が駐車場を無料で開放することができることとする必要があるもので提案する。